

高知県の人権について

高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項
に規定する人権に関する実態の公表

令和元年8月

高 知 県

目次

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）	1
人権全般	
1 人権尊重に向けた取組	1
2 人権啓発に関する主な取組	2
3 教育での取組	4
同和問題	
1 現状	6
2 課題	6
3 相談件数・対応件数	6
4 人権侵害の事例と対応	7
5 人権尊重への主な取組	7
女性	
1 現状	9
2 課題	9
3 相談件数・対応件数	9
4 人権侵害の事例と対応	10
5 人権尊重への主な取組	11
子ども	
1 現状	13
2 課題	13
3 相談件数・対応件数	13
4 人権侵害の事例と対応	15
5 人権尊重への主な取組	16
高齢者	
1 現状	19
2 課題	19
3 相談件数・対応件数	19
4 人権侵害の事例と対応	20
5 人権尊重への主な取組	20
障害者	
1 現状	23
2 課題	23
3 相談件数・対応件数	23
4 人権侵害の事例と対応	25
5 人権尊重への主な取組	25

高齢者・障害者（共通）	
1 現状	27
2 課題	27
3 相談件数・対応件数	27
4 人権侵害の事例と対応	27
5 人権尊重への主な取組	27
H I V感染者等	
I エイズ患者・H I V感染者等	
1 現状	29
2 課題	29
3 相談件数・対応件数	29
4 人権侵害の事例と対応	30
5 人権尊重への主な取組	30
II ハンセン病元患者等	
1 現状	30
2 課題	31
3 相談件数・対応件数	31
4 人権侵害の事例と対応	31
5 人権尊重への主な取組	31
外国人	
1 現状	32
2 課題	32
3 相談件数・対応件数	32
4 人権侵害の事例と対応	33
5 人権尊重への主な取組	33
犯罪被害者等	
1 現状	35
2 課題	35
3 相談件数・対応件数	35
4 人権侵害の事例と対応	36
5 人権尊重への主な取組	36
インターネットによる人権侵害	
1 現状	39
2 課題	39
3 相談件数・対応件数	39
4 人権侵害の事例と対応	40

5 人権尊重への主な取組	40
災害と人権	
1 現状	43
2 課題	43
3 相談件数・対応件数	43
4 人権侵害の事例と対応	43
5 人権尊重への主な取組	44
その他の人権課題	
I 刑を終えて出所した人	
1 現状	47
2 課題	47
3 相談件数・対応件数	47
4 人権侵害の事例と対応	47
5 人権尊重への主な取組	48
II ハラスメント問題など	
1 現状	49
2 課題	49
3 相談件数・対応件数	49
4 人権侵害の事例と対応	50
5 人権尊重への主な取組	50
III 性的指向・性同一性障害	
1 現状	51
2 課題	51
3 人権尊重への主な取組	51
参考：人権に関する相談窓口など	53

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

私たちの社会には、児童虐待やいじめ、様々なハラスメント、インターネット上での誹謗中傷や悪質な書き込みなどの人権問題が存在しています。

こうした人権問題を解決するためには、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深めていける十分な環境を整えることが必要です。

このため、県民の方々に身近に存在している人権問題に気付いていただくことを目的に、高知県内の人権に関する実態をとりまとめ、公表しています。

人権全般

1 人権尊重に向けた取組

高知県人権尊重の社会づくり条例

同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的として、平成 10 年 4 月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

高知県人権施策基本方針

あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育・啓発の推進や個別の人権課題ごとの推進方針などを定めた「高知県人権施策基本方針」を平成 12 年 3 月に策定しました。この基本方針は社会状況の変化に伴う人権課題に対応していく等のため、平成 26 年 3 月に第 1 次改定を、平成 31 年 3 月には第 2 次改定を行いました。

第 2 次改定では、県民に身近な個別の人権課題に「性的指向・性自認」を加えるなどの見直しを行い、人権施策の取組を更に進めることとしています。

なお、基本方針の改定は 5 年ごとに行うこととしています。

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

高知県人権施策基本方針に掲げる同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V 感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認、その他の人権課題について、課題や相談・対応件数、人権尊重への取組などを毎年とりまとめ、高知県人権課のホームページで公表しています。

人権に関する県民意識調査

人権についての県民の意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえで基礎資料とすることなどを目的として、平成14年度、平成24年度、平成29年度に人権全般にわたる「人権に関する県民意識調査」を実施しました。

この調査は、5年ごとに実施していくこととしています。平成29年度の調査は、18歳以上の県民3,000人を対象に実施し、その結果を人権課ホームページで公表しています。

2 人権啓発に関する主な取組

人権啓発イベント「じんけんふれあいフェスタ」の開催

開催日：平成30年12月9日（日）

会場：高知市中央公園

開催内容：人権作文コンテスト表彰式、障害者週間の集い（表彰式、介助犬デモンストレーション、介助犬ふれあいコーナー、ボッチャ体験コーナー）、子どもじんけんミュージカル、和太鼓演奏、アカペラコンサート、中村中（なかむら あたる）コンサート、じんけんクイズ、スタンプクイズラリー、子ども食堂、子ども広場、アンパンマンショー、啓発冊子の配布、シールアンケートなど



人権啓発テレビの制作・放送

番組名 : 「心呼吸しよう」

テーマ : 「障害者の人権を考えよう」、「高齢者の人権を考えよう」、
「インターネットと子ども」

放送回数 : 各テーマ×2回

放送時間 : 1回6分程度

人権啓発スポット事業

TOHO シネマズ高知でスポットコマーシャルを上映

内容 : 人権全般（「人権週間」及び「じんけんふれあいフェスタ」の周知）

上映期間 : 平成30年11月9日～12月6日 延べ1,455回

人権啓発研修企業リーダー養成講座の実施

ヒューマンパワー育成講座 2講座 延べ178人

ハートフルセミナー 5講座 延べ533人

季刊誌「こころんだより」の発行

年4回 : 各5,000部



講師派遣事業

自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修等に人権啓発センター所属講師を派遣

研修回数 : 254回 受講者数 : 10,208人

人権ふれあい支援事業

民間団体が自主的に企画立案し、県民の人権意識の向上を目的として実施する事業への助成

支援団体数 : 7団体 支援額 (合計) : 1,171千円

人権啓発電車・バス・列車運行事業

- ・ポスタージャック（とさでん交通電車 1両）

掲出期間：

①平成30年6月20日～7月20日、②平成30年10月10日～12月10日

- ・鉄道の車内額面広告

JR四国 11両 掲出期間：平成30年7月1日～平成31年3月31日

土佐くろしお鉄道 6両 掲出期間：平成30年6月9日～平成31年3月8日

- ・土佐くろしお鉄道の駅舎内への掲示

掲出期間：平成30年7月5日～7月18日 7駅

掲出期間：平成30年11月12日～12月9日 13駅

「高知県の人権に関する実態」の公表

平成30年8月

「高知県人権施策基本方針－第2次改定版－」の策定

平成31年3月

3 教育での取組

学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識を深めるとともに、人権感覚を高めていける環境を整えることが必要です。

そのために、平成28年3月に改定した高知県人権教育推進プランに基づき、人権が尊重された学校づくりへの支援、教職員や市町村担当者への研修等を実施しました。

また、いじめ問題の解決に向けて、人権尊重の意識が確立されるよう学校での教育や保護者等への啓発、教育相談の充実等の取組を実施しました。

人権教育主任連絡協議会

5回 参加者304人

人権が尊重された学校づくり支援事業

研修会2回 対象者6人

人権作文コンテスト募集事業

応募学校数 145 校

取組総数 8,538 編

※ 法務局、人権啓発センター、県教育委員会との共催で行い、広報活動や啓発活動にも役立てています。



人権作文コンテスト表彰式

人権教育研究推進事業

人権教育研究指定校事業：高知県立春野高等学校

高知県教育委員会人権教育担当指導主事等による、学校・PTA等への人権教育研修への支援

149 回

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

・夢・志を育む学級運営のための実践研究事業

推進校：4 小学校、1 中学校

・未来にかがやく子ども育成型学校連携事業

推進校：4 中学校区

・魅力ある学校づくり調査研究事業

推進地域：1 市（拠点校区 1 中学校区）

スクールカウンセラー等活用事業

すべての公立小・中・高・特別支援学校に配置

スクールソーシャルワーカー活用事業

33 市町村・学校組合、県立学校 21 校に配置

同和問題

1 現状

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、経済的・社会的・文化的な不利益を受けてきた問題です。

最近では、インターネットの普及に伴い、匿名性を悪用した掲示板などへの差別の助長につながる書き込みや、「部落地名総鑑」復刻版の内容がインターネット上で公開されるといった事案が発生しています。

こうしたことから「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。

2 課題

同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています。

3 相談件数・対応件数

平成 30 年度に県が受け付けた同和問題に関する相談は人権課で 4 件ありました。一方、人権課に連絡があった差別事象の件数は 1 件でした。

同和問題に関する差別事象の受付件数 単位：件

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
発言	11	7	4	4	1
落書	4				
書簡		1		1	
表記	2				
ネット	4	1			
合計	21	9	4	5	1

※書簡：葉書、封書による差別文書

表記：紙片等に記された差別文書、落書き

ネット：インターネット上に設けられた電子掲示板

4 人権侵害の事例と対応

差別事象事例（平成30年度中に人権課に連絡があったもの）

発言：県民から、「公共施設付近の交差点で男性が差別的な言葉を叫んでいるので見に来てほしい」と人権課に電話があった。

対応：人権課職員が現場に行き、駆けつけた警察官とともに男性に対して聴き取りを行うも、男性は酒に酔った状態で意味不明な発言を繰り返していた。男性は差別する意図はないということであるが、こういった行動をやめるよう促した。

インターネット上の差別的な書き込みへの対応

インターネット上での同和問題に関する差別を助長する書き込みについては、県や市町村がプロバイダー等に対して削除するよう要請している。

5 人権尊重への主な取組

同和問題の解決に向けた取組を通して、人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を実施しました。

第45回「部落差別をなくする運動」強調旬間事業

・強調旬間啓発事業

映画上映「きらめきの波濤^{はとう}」（1993年 高知県制作）
講演「人権感覚を磨こう～被差別の現実から学ぶ～」

講師：半田 久米夫 氏

（RKC高知放送特別顧問、（公財）高知県
人権啓発センター運営協議会長）

開催日：平成30年7月18日（水）

場 所：高知県民文化ホール（グリーン）

参加者：285人

・新聞広告、ポスターの掲示、電車内広告等



人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「『潜伏キリシタン』の里で」

ジャーナリスト 馬場 周一郎 氏

掲載日：平成30年7月23日（月）

講師派遣事業

- ・ 「同和問題」をテーマとした研修：73回
受講者数：3,362人

女性

1 現状

女性に対する人権侵害の中でも、夫（元夫含む）や同棲相手等の身近な人からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence・DV）は、女性の人権を著しく侵害するものの一つで、なくすべき重要な課題です。

女性に対する暴力の背景には、「男性優遇」「女は男に従うべき」という旧来の社会通念や男女の経済的格差（「妻を養ってやっている」との思い）など、さまざまな理由が絡み合っていますが、いかなる理由でも暴力は許されるものではありません。

県では、平成15年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定するとともに、「こうち男女共同参画プラン」や「高知県DV被害者支援計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて啓発や人材育成など、さまざまな取組を行ってきました。

これらの取組の結果、平成26年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、過去の調査結果と比較して、県民のDVに対する意識の高まりが見られましたが、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）や、こうち男女共同参画センター「ソーレ」には、依然多くのDVに関する相談が寄せられています。

2 課題

これらの暴力の被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、男女差別意識や性別役割分担意識、男女間の経済格差等のさまざまな要因により長年解決されず、今日に至っています。

3 相談件数・対応件数

女性相談支援センターやこうち男女共同参画センターに寄せられる相談及び一時保護においてDV関係が最も高い割合となっています。

（1）女性の悩みごと等の相談

女性相談支援センター及びこうち男女共同参画センター「ソーレ」では、女性から寄せられるさまざまな悩みごとや相談に対応しています。

女性の悩みごと等の相談件数

単位：件

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
女性相談支援センター	相談件数	1,216	1,209	1,189	1,123	1,181
	うちDV関係	389	411	419	404	445
	割合	32.0%	34.0%	35.2%	36.0%	37.7%
こうち男女共同 参画センター 「ソーレ」	相談件数	1,646	2,351	1,763	1,733	2,225
	うちDV関係	66	70	50	106	101
	割合	4.0%	3.0%	2.8%	6.1%	4.5%
合 計	相談件数	2,862	3,560	2,952	2,856	3,406
	うちDV関係	455	481	469	510	546
	割合	15.9%	13.5%	15.9%	17.9%	16.0%

※国への実績報告のため、女性相談支援センターは実人数でカウントしている

※ソーレは実際に対応した件数が分かるよう、延べ件数でカウントしている

(2) DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

女性相談支援センターでは、DVや経済的な困窮等の理由により、行き場のない女性を緊急に保護したり、自立に向けた支援等を行っています。

保護・支援実績

単位：人

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
県の一時保護所	保護人数	95	73	81	93	86
	うちDV関係	61	61	56	74	72
	割合	64.2%	82.2%	69.1%	79.6%	83.7%
県の自立支援施設	入所人数	1	3	9	7	5
	うちDV関係	0	0	5	3	2
	割合	0.0%	0.0%	55.6%	42.9%	40.0%

※人数には要保護女性の同伴児者を含む

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・酒を飲むと、何でもないときに殴る蹴るの暴力を振るわれる。

- ・夫が生活費を入れてくれず、そのことを話すと、物を投げたり、壁を壊したり、引きずりまわされたりする。
- ・夫から「親姉妹や友人等との関係を絶って、つきあうな」などと強要され、携帯電話を毎日チェックされる。
- ・内縁の夫から、仕事やPTAの関係で男性と話をしたり飲み会に行ったというだけで、仕事やPTAを辞めろと命令される。

対応

- ・電話や来所での相談を受け、相談者の立場に立って一緒に問題の解決に取り組んだ。
- ・問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報を提供し、適切な助言を行った。
- ・DV被害者等、危険性のあるケースでは「保護命令」について説明し、保護命令申立に当たっては手続きの支援を行った。
- ・安全な場所への避難を勧め、一時保護の必要なケースは保護を行った。

5 人権尊重への主な取組

県民のDVに対する意識を高めるための啓発活動のほか、DV被害者の早期発見・早期対応に向けた相談窓口の周知等にも取り組んでいます。

(1) 女性の人権やDV問題に関する県民への啓発

講演会

・男女共同参画推進月間講演会（ソーレ主催）

テーマ：『「居場所」のない男、『時間』
がない女～ワーク・ライフ・ア
ンバランスな社会を考える～』

講師：水無田^{みなした} 気流^{きりゅう} 氏
詩人/社会学者/

国学院大学経済学部教授

開催日：平成30年6月2日（日）

場所：こうち男女共同参画センター

参加者：229人



男女共同参画推進月間講演会

・DV防止啓発講演会（高知地方法務局、高知県人権擁護委員連合会、高知県女性保護対策協議会との共催）

テーマ：男性の立場から取り組むDVのない社会づくり

講師：多賀太氏

関西大学文学部教授/

一般社団法人ホワイトリボン

キャンペーンジャパン共同代表

開催日：平成30年11月4日（日）

場所：こうち男女共同参画センター

参加者：105人



DV防止啓発講演会

市町村・地域での研修等への講師派遣

- ・ソーレサポーター講師派遣 34件（47回）
- ・ソーレ職員派遣 13件（14回）
- ・県外講師派遣 1件（1回）

講師派遣事業

- ・「女性の人権」をテーマとした研修：8回
受講者数：536人

その他 広く県民を対象とした啓発

- ・女性団体等への助成事業 ソーレえいど事業（5団体）
- ・ソーレ情報誌（4回）、ソーレメルマガ（12回）、啓発パネル貸出（21件）、啓発紙「女性の働き方」改訂
- ・県内9クラブの国際ソロプチミストや女性保護対策協議会等の民間女性支援団体と連携した啓発・広報活動（啓発物の作成・配布、啓発のぼり旗の県への寄贈等）
- ・県広報媒体（広報紙・ラジオ等）を活用した広報の実施
- ・公共交通機関（路線バス）車内及びバス待合所へのポスター掲示（バス40台及び待合所2か所、2週間）

（2）DV被害者支援関係団体との連携強化

- ・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会の開催
- ・全5ブロックでのDV関係機関連絡会議の開催

子ども

1 現状

子どもは、その成長や発達段階に応じた適切な教育や援助が受けられるとともに、人格をもった一人の人間として尊重されることが必要です。

2 課題

しかしながら、少子化や核家族の進行、家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待、体罰など、さまざまな問題が深刻化しており、その早急な解決が求められています。

3 相談件数・対応件数

(1) 児童虐待相談件数の概要

平成 30 年度の児童虐待受付件数は、平成 29 年度に比べると 453 件から 595 件に、また、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数についても 326 件から 420 件と増加しています。

児童相談所における児童虐待相談件数及びその内訳

単位：件

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
受付件数	383	515	417	453	595
対応件数	235	379	291	326	420
全国の対応件数	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850

※ H30 年度は速報値

※ 対応件数は、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数

※ 平成 25 年 10 月から虐待と認定した子どもの「きょうだい」についても虐待と認定

対応件数 420 件の虐待種別については、「心理的虐待」が 273 件（65.0%）で最も多く、次いで「保護者の怠慢等（ネグレクト）」が 78 件（18.6%）、「身体的虐待」が 66 件（15.7%）でした。

また、主たる虐待者は、「両親」が 135 件（32.1%）で最も多く、次いで「実父」が 130 件（31.0%）、「実母」が 99 件（23.6%）でした。

平成 30 年度 対応件数の内訳

項 目		件数	割合	項 目		件数	割合
相談経路	学校等	40	9.5%	虐待種別	身体的虐待	66	15.7%
	市町村機関	33	7.9%		保護の怠慢等	78	18.6%
	家族・親戚	9	2.1%		心理的虐待	273	65.0%
	警察等	210	50.0%		性的虐待	3	0.7%
	その他	128	30.5%				
主たる虐待者	実母	99	23.6%	被虐待児の年齢構成	0～3歳未満	114	27.2%
	実母以外の母親	0	0%		3歳～学齢前	79	18.8%
	実父	130	31.0%		小学生	132	31.4%
	実父以外の父親	16	3.8%		中学生	63	15.0%
	両親	135	32.1%		高校生・その他	32	7.6%
	その他	40	9.5%				

(2) 県内の国公立学校におけるいじめの認知件数（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査〈文部科学省〉）

県内の国公立学校における平成 30 年度のいじめの認知件数は 3,426 件で、平成 29 年度と比べて 1,255 件増加しました。

県内の国公立学校におけるいじめの認知件数

単位：件

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
小学校	222	776	752	1,314	2,328
中学校	321	434	363	502	717
高等学校	170	154	275	315	346
特別支援学校	3	4	3	40	35
計	716	1,368	1,393	2,171	3,426

4 人権侵害の事例と対応

児童虐待とは

本来、子どもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者等が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為を言います。児童虐待は、子どもに対する著しい人権侵害です。

親（保護者）が「しつけ」と思っている行為でも、子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。保護者の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

a 身体的虐待

保護者が子どもに、殴る、蹴る、熱湯をかける、カッターなどで切る、アイロンを押しつける、首を絞める、やけどをさせる、異物を飲み込ませるなどの暴行をすることを指します。子どもは、打撲や骨折、外傷、火傷、切り傷などを負い、死に至ることもあります。

b ネグレクト（保護の怠慢等）

保護者が子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、学校に行かせない、無視して子どもの情緒的な欲求に応えない、遺棄するなどを指し、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置する行為なども入ります。安全や健康への配慮が著しく欠けたために、子どもが死に至るケースもあります。病気になるのに病院に連れていかない医療ネグレクトも存在します。

c 心理的虐待

大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだいを差別する、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃するなどを指します。

d 性的虐待

子どもへの性交や、性的な行為の強要・教唆^{きょうさ}、子どもに性器や性交を見せるなどがあげられます。性的虐待は、本人が告白するか、家族が気づかないとなかなか顕在化しません。暴力や脅しで口止めされているケースも少なくありません。また、被害を受ける年齢が低いと子どもは性被害を受けていることを理解できないこともあります。

いじめの状況

高知県公立学校における平成 29 年度のいじめの認知件数は 2,042 件で、平成 28 年度と比べて 726 件増加しました。

いじめの主な態様については、全校種において「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。いじめ

発見のきっかけは、小・中学校では「本人からの訴え」が最も多く、高等学校・特別支援学校では「アンケート調査などの学校の取組」が、最も高い割合を占めています。

いじめの認知件数の増加については、各学校において、アンケートや面接など複数の方法を用いて、積極的にいじめを認知する取組が進んだ結果、冷やかしやからかいなど、いじめの加害行為が重篤化する前にいじめを発見することができるようになった結果であると考えます。

いじめの現在の状況では、「解消しているもの（日常的に観察継続中）の割合が79.9%となっています。また、いじめの加害行為が止んだ後も学校等が継続して児童生徒を支援するなど、組織的な支援体制の整備が進んでいます。

5 人権尊重への主な取組

児童虐待防止に向けて、児童相談所や市町村の児童家庭相談体制を強化するための取組や意識の醸成を図るための啓発などを行うとともに、平成28年3月に改定した高知県人権教育推進プランに基づき、人権が尊重された学校づくりへの支援、教職員や市町村担当者への研修等を実施しました。

また、いじめ問題の解決に向けて、人権尊重の意識が確立されるよう学校での教育や保護者等への啓発、教育相談の充実等の取組を実施しました。

児童相談所の組織・運営体制の強化

- ・児童相談所機能強化アドバイザーの招へい 20回
- ・児童虐待対応専門家（弁護士）の委嘱 2名 など

市町村の児童家庭相談体制の強化や要保護児童対策地域協議会の活動強化

- ・市町村職員研修
基礎研修3回、中堅研修2回、管理職研修2回、フォローアップ研修1回、調整機関課長・係長会東ブロック2回・西ブロック2回
- ・子どもの虐待防止推進セミナー 1回

児童虐待予防等の取組

- ・虐待防止の意識醸成等を図るための官民協働によるオレンジリボン運動の実施（児童虐待防止月間：11月）

講演会：平成30年10月27日（土）、28日（日）参加者：139人

ウォーク：平成30年10月21日（日）参加者：150人

高知県児童福祉審議会児童虐待検証部会

「高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会（H27.1.14 設置）」及び「高知県児童死亡事例検証委員会（H28.1.8 設置）」からの提言事項に対する対応状況報告

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ・夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 推進校 4 小学校、1 中学校
- ・未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 推進校 4 中学校区
- ・魅力ある学校づくり調査研究事業 推進地域 1 市（拠点校区 1 中学校区）

スクールカウンセラー等活用事業

- ・すべての小・中・高・特別支援学校に配置

スクールソーシャルワーカー活用事業

- ・33 市町村・学校組合、県立学校 21 校に配置

生徒指導推進事業

- ・生徒指導スーパーバイザー 高知市に 6 名配置

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「“I am OK” という生き方」

カウンセラー・元県教育長 おおさき ひろすみ 大崎 博澄 氏

掲載日：平成 30 年 6 月 29 日（金）

講師派遣事業

- ・「子ども」をテーマとした研修：3 回
受講者数：55 人

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

- ・冠協賛試合（高知ファイティングドッグス v s 香川オリーブガイナース）

開催日：平成 30 年 9 月 14 日（金）

内 容：グラウンドで人権イメージキャラクターと一緒に人権啓発横断幕を掲げ PR、場内アナウンスによる人権啓発、人権啓発物品の配布等

来場者：807 人

・人権サッカー教室

開催日：平成30年12月～平成31年2月（4回開催）

内 容：サッカー教室、高知ユナイテッドS C選手による人権スピーチ、
人権〇×クイズ

参加者：190人



・人権野球教室

開催日：平成30年10月、平成31年2月（2回開催）

参加者：111人

内 容：野球教室、高知ファイティングドッグス選手による人権スピーチ、
人権〇×クイズ



・ポッチャ体験教室

開催日：平成30年10月、12月（2回開催）

参加者：延べ約150人

高齢者

1 現状

我が国は現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる高齢化が進行しています。平成 31 年 4 月 1 日現在の人口推計における本県の 65 歳以上の高齢人口は、約 245 千人で、県人口の 35% を占め、県民の 2.9 人に 1 人が 65 歳以上という高齢社会を迎えています。

県では、平成 30 年 3 月に「高知県高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業支援計画」を策定し、高齢者の権利擁護に向けた取組等を推進しています。

2 課題

高齢者は、「お金」「健康」「孤独」の 3 つの不安を抱えていると言われていいます。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおったり、親切に接して信用させたりして、年金や貯蓄などの大切な財産を奪おうと狙っています。特に認知症の高齢者は次々に悪質業者から狙われやすく、被害額も高額になる傾向があるため、一人暮らしの単身高齢者等が被害に遭わないよう見守り体制を充実する必要があります。

また、認知症高齢者らが高齢者施設での深刻な虐待の被害に遭う報道がされる等、高齢者を取り巻く社会には、解決しなければならない多くの課題が残されています。

3 相談件数・対応件数

(1) 高齢者に関する相談件数

高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談件数は、平成 30 年度は 674 件あり、そのうち、人権に関する相談は 2 件となっています。

高齢者に関する相談件数

単位：件

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
総 数	972	1,031	769	519	674
うち人権相談	13	9	6	7	2

(2) 消費生活相談件数

平成30年度に県立消費生活センターに寄せられた相談は2,579件でした。そのうち60歳以上から寄せられた相談は1,114件で、全体の43.2%を占めています。

消費生活相談件数

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	団体・不明	合計
件数(件)	65	150	176	326	374	477	637	374	2,579
構成比(%)	2.5	5.8	6.8	12.7	14.5	18.5	24.7	14.5	

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ①認知症の高齢の母親が電話勧誘で健康食品の会社と契約をしていた。
- ②姉が、同居している母に対して身体的・心理的虐待を加えている。

対応

- ①商品が届くのを待ち、配達業者に事情を話し受け取りを拒否すること、併せて、相手の業者の名称や連絡先を控え、クーリングオフや今後の勧誘を断る通知文を出すよう勧めた。
- ②相談者、相談内容に応じ、助言を行うとともに、地域包括支援センターや精神保健福祉センター等関係機関の紹介などを行った。

5 人権尊重への主な取組

(1) 権利擁護等

養介護施設従事者等向け権利擁護研修として、それぞれの立場で組織としてどのように高齢者虐待防止に取り組むべきかを学ぶため、「施設長・管理職」、「リーダー」、「中堅職員」と対象を分けて研修会を開催しました。

また、市町村、地域包括支援センターの職員を対象とした、権利擁護の取組を推進するための研修も実施しました。

市町村・地域包括支援センター職員等研修会

テーマ：高齢者虐待の初動対応について

開催日：平成30年7月23日（月）

参加者：56人

高齢者虐待防止中堅職員研修会

テーマ：認知症ケアとストレスマネジメント

開催日：平成30年7月24日（火）

参加者：208人

虐待防止・権利擁護推進リーダー研修会

テーマ：アンガーマネジメントとコミュニケーション

開催日：平成30年8月22日（水）

参加者：81人

施設長・管理者向け高齢者虐待防止・権利擁護研修

テーマ：施設内虐待防止・不適切ケアを見直す管理者の視点

開催日：平成31年2月13日（水）

参加者：123人

人権啓発研修ハートフルセミナー

講演会：『『生きる』ことを支える～

「介護」ではなく「支援」を～

講師：和田 行男 氏（介護福祉士）

開催日：平成31年1月20日（日）

参加者：110人



ハートフルセミナー講演会

講師派遣事業

- ・「高齢者の人権」をテーマとした研修：17回

受講者数：565人

（2）消費者トラブルの防止

多様化する悪質商法等による消費者トラブルに陥らないよう、最近の事例を交えた情報提供と正しい知識や対処法の習得、被害の未然防止を目的に、消費生活出前講座を開催しました。また、ラジオ、情報誌等による情報提供を行いました。

消費生活出前講座

高齢者・高齢者周辺者消費生活出前講座	12回開催	参加者：560人
集落活動センター出前講座	1回開催	参加者：40人

情報提供

・ラジオ広報「高知県からのお知らせ」	12回
・情報誌「くらしネット」	4回
・地域見守り情報	12回
・高知新聞「暮らしの護身術」	10回
・悪質商法撃退カレンダー	4,890部
(地域包括支援センターを通じて高齢者へ配布)	

障害者

1 現状

県では、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成9年）の制定や、ノーマライゼーションを基本理念とする「高知県障害者計画」（平成16年、平成25年新計画）を策定し、「障害福祉計画」や「日本一の健康長寿県構想」に基づく取組などとあわせて、障害のある人が、地域社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるための施策を推進しています。

国においても、「障害者権利条約」の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の改正など、施策の見直しも進められていますが、障害のある人やその家族にとっての、周りの人たちの障害に対する理解が十分でないことなどによる社会的障壁は、完全になくなっていない状況です。

2 課題

障害者差別解消法（平成28年4月施行）の施行後も、身体障害者補助犬の受け入れ拒否や車いす利用者に対する合理的配慮の提供ができていない事例などが発生しています。

法の趣旨や適切な対応方法などの周知や啓発に取り組むとともに、障害者の権利擁護として幅広く対応していく必要があります。

3 相談件数・対応件数

（1）障害者差別解消法に関する相談件数

単位：件

	28年度	29年度	30年度
不当な差別的取扱い	1	4	2
合理的配慮の不提供	2	15	4
環境の整備	1	0	1
総数	4	19	7

※県・市町村集計

(2) 高知県高齢者・障害者権利擁護センター

高知県高齢者・障害者権利擁護センターは、障害のある人や家族等が抱えている人権や財産などの問題に、専門の相談員が、電話や面接により相談に応じています（相談料は無料・委託先：（社福）高知県社会福祉協議会）。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）

8:30～17:15

また、使用者による障害者虐待についての通報・届出の受理や市町村等からの要請に基づき、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チーム（高知県弁護士会、高知県社会福祉士会が設置）の派遣調整等も行っています。

高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談件数

単位：件

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
総数	3,380	2,843	701	45	60
うち人権・法律相談	21	30	39	16	13

※平成28年度までは障害者110番への相談件数

※平成27年度までは延べ人数で、平成28年度からは、実人数でカウントしている。

(3) 障害者虐待に関する相談・届出

障害者虐待防止法は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります

障害者への虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。

また、虐待している人に虐待している認識がない場合や、虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

平成30年度 障害者虐待の対応状況等

単位：件

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待（高知労働局からの情報提供によるもの）	合計
相談・通報・届け出	21	24	18	63
虐待の事実が認められた件数	8	8		16

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・ 障害者の貯金等の金銭管理に関するトラブル
- ・ 就労している障害者に対する上司のパワハラなど

対応

- ・ 相談内容によって、助言や適切な相談窓口を紹介
- ・ 虐待が疑われるものについては、対応窓口（市町村または労働局）へ通報
- ・ 障害福祉施設従事者等による虐待については、虐待の事実が認められたもののうち、必要性に応じて県としての権限を行使

5 人権尊重への主な取組

障害者虐待防止、権利擁護研修

- ・ 行政職員対象研修：平成 30 年 11 月 29 日（木） 受講者 27 人
- ・ 施設従事者対象：平成 30 年 8 月 22 日（水）、平成 30 年 11 月 23 日（金）、平成 30 年 12 月 17 日（月）
受講者延べ 173 人

障害者週間の集い

開催日：平成 30 年 12 月 9 日（日）
「じんけんふれあいフェスタ」
と一緒に開催
来場者：約 8,000 人



「障害者週間の集い」ポスター

障害者作品展の開催

開催日：平成 30 年 11 月 23 日（金）・24 日（土）
出品団体：25 団体
販売出品：5,685 点
作品展示：114 点
パネル展示：14 点

障害者美術展（スピリットアート）

開催日：平成30年10月5日（金）～14日（日）

入場者：5,103人

	絵画	工芸	写真	書道	立体作品等	計
応募作品数	491	179	60	347	110	1,187
展示作品数	106	56	13	55	26	256

自閉症啓発デー

映画上映：「ぼくと魔法の言葉たち」

共催者：高知県自閉症協会

上映日：平成30年4月14日（土）

参加者：163人



「ぼくと魔法の言葉たち」上映会チラシ

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「障害の受容とUD」

鈴木 ひとみ 氏（人権啓発講師）

掲載日：平成30年11月19日（月）

講師派遣事業

- ・「障害者の人権」をテーマとした研修：28回
受講者数：885人

人権啓発研修ハートフルセミナー

講演会「車椅子からの出発（たびだち）
～悩みながら前を向く～」

講師：鈴木 ひとみ 氏（人権啓発講師）

開催日：平成30年11月25日（日）

参加者：98人



鈴木 ひとみ氏講演会

高齢者・障害者（共通）

1 現状

地域において生活している高齢者や障害者の中には、認知症や障害等の状況によって判断が十分にできないという方がいます。

2 課題

判断が十分にできない方の中には、日常生活に必要なサービス等を受けられないほか、詐欺まがいの手口で不必要なものを購入させられたりする経済的被害や、家族や親族に年金を使われたり、借入れをさせられる等の経済的な虐待を受けている方がいることから、何らかの対応が必要です。

3 相談件数・対応件数

「日常生活自立支援事業」における対応件数等は、下記5のとおりです。

4 人権侵害の事例と対応

- ・ 不必要な高額商品を買わされるなど、詐欺あるいは詐欺まがいの手口で経済的な損失を被る。
- ・ 家族に金銭管理を頼んでいたが、実際は使い込まれており、生活に必要な支払が滞るなど、家族・親族からの経済的な虐待を受ける。

5 人権尊重への主な取組

- (1) 認知症や障害等によって判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるように、高知県社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」（市町村社協へ委託し、本人、県社協及び市町村社協で三者契約を締結）を実施しました。

※日常生活自立支援事業は、高齢や障害などの事情によって地域で生活する判断能力が不十分な方の生活支援のための事業。市町村社協の専門員と生活支援員が連携しながら、本人の生活に関わる相談支援を行い、併せて福祉サービス利用料や日常的な金銭の管理といった「生活に関わるお金の心配事」にも踏み込んで、一体的に支援を行う事業。（社会福祉法第2条第3項第12号）

日常生活自立支援事業 利用者数

(利用者数)

単位：人

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
認知症高齢者	238	226	228	232	238
知的障害者	244	237	214	222	225
精神障害者	117	126	127	139	146
その他	18	31	43	50	56
合 計	617	620	612	643	665

日常生活自立支援事業 契約締結数

(新規契約締結数)

単位：人

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
認知症高齢者	57	43	53	69	61
知的障害者	20	14	24	27	18
精神障害者	17	21	23	29	22
その他	3	14	9	15	12
合 計	97	92	109	140	113

(2) 個別支援のための関係機関との連携体制構築を支援する専門員を県社協に配置しました。

専門員研修

< 初任者研修 >

内 容：事業理解、基本的事務処理、事例報告、情報交換

開催日：平成 30 年 4 月 20 日（金）

講 師：高知県社会福祉協議会 地域・生活支援課

南国市社会福祉協議会 高橋 彩夏 氏

参加者：24 人

< 現任研修 >

内 容：日常生活自立支援事業に求められる視点、事例検討

講 師：ルーテル学院大学総合人間学部 教授 福島 喜代子 氏

参加者：42 人

H I V感染者等

I エイズ患者・H I V感染者等

1 現状

エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

そのため、国や県ではエイズに関するさまざまな情報の提供や取組を行い、社会のエイズに対する理解は一定進んできました。

2 課題

様々な情報の提供や取組を行っていますが、いまなお誤った認識や偏見が存在しています。

3 相談件数・対応件数

(1) 相談件数・対応件数

県内5つの福祉保健所及び高知市保健所では、H I Vに関する相談を受付けており、平成26年度までは100件を超える相談が寄せられていましたが、平成30年度は58件でした。

相談件数（各保健所）

単位：件

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
H I V相談件数	116	78	56	48	58

(2) 主な相談内容

- ・感染経路について
- ・感染の予防について
- ・感染者はどのような人が多いか

4 人権侵害の事例と対応

平成 30 年度は、把握した事例なし。

5 人権尊重への主な取組

高知県感染症対策協議会エイズ・性感染症対策本部会や市町村、関係機関との連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を実施しました。

「HIV 検査普及週間（平成 30 年 6 月 1 日～7 日）」

HIV 時間外検査・相談の実施：1 件（うち相談 0 件）

「世界エイズデー（平成 30 年 12 月 1 日）」に合わせた啓発活動

キャンペーン、イベント：1 箇所 HIV 検査・相談：17 件（うち相談 9 件）

「結核予防週間（平成 30 年 9 月 24 日～30 日）」に合わせた啓発活動

街頭啓発・各種集会（パネル掲示、啓発物の配布、健康相談等）

「じんけんふれあいフェスタ」での啓発活動

内 容：パネル展示、啓発資材の配布

開催日：平成 30 年 12 月 9 日（日）

場 所：高知市中央公園

II ハンセン病元患者等

1 現状

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、国の強制隔離政策などにより、「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、偏見、差別が助長されてきました。

平成 13 年には強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されてからは、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

2 課題

現在もハンセン病に対して、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

3 相談件数・対応件数

平成 30 年度は、相談なし。

4 人権侵害の事例と対応

平成 30 年度は、把握した事例なし。

5 人権尊重への主な取組

ハンセン病元患者等への支援と、ハンセン病に関する正しい知識を身につける教育啓発を実施しました。

中高生等による療養所訪問

国立療養所大島青松園（香川県）：平成 30 年 7 月 26 日（木）

訪問人数：30 人（6 校：27 人（高校生 21 人、引率教員等 6 人）、県担当課
等同行者 3 人）

パネル展の開催

平成 30 年 8 月 8 日から 14 日まで県庁正庁ホール前でハンセン病に関する
パネル展を開催

ボランティアグループによる療養所訪問（よさこい踊り等の披露）

国立療養所長島愛生園（岡山県）：平成 30 年 11 月 8 日（木）

参加人数：20 人（県担当課同行者 2 人を含む）

「じんけんふれあいフェスタ」で啓発冊子を配布

実施日：平成 30 年 12 月 9 日（日）

場 所：高知市中央公園

講師派遣事業

・「HIV 感染者」（ハンセン病）をテーマとした研修：1 回

受講者数：23 人

外国人

1 現状

平成 30 年 6 月 30 日現在、県内の国籍・地域別外国人住民数は、4,371 人となっています。

中国が 1,184 人と最も多く、フィリピン 713 人、ベトナム 702 人、韓国 534 人と続いています。平成 30 年は前年（平成 29 年 6 月末時点 4,127 人）に比べ 244 人、5.9%の増加となっています。

※出典：法務省 在留外国人統計

2 課題

言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重する、多文化共生社会を実現するうえで、継続して異文化理解推進に取り組むことが必要となっています。

3 相談件数・対応件数

相談件数

人権・生活相談件数については、平成 29 年度に比べると 39 件から 31 件と減少しています。

相談内容としては、日本語教育に関するものが 18 件、語学教育（日本語以外）に関するものが 3 件、日本語ボランティアに関するものが 3 件、学校の編入、医療、観光に関するものがそれぞれ 2 件、就職に関するものが 1 件となっています。

人権・生活相談受付件数（国際交流協会）

単位：件

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
暴力・離婚					
在留資格		2	2	5	
住居				1	
労働・賃金※					1
その他	1	9	27	33	30
合計	1	11	29	39	31

※労働・賃金については平成 30 年度から追加

4 人権侵害の事例と対応

平成 30 年度は、把握した事例なし。

5 人権尊重への主な取組

国際理解教育の推進による差別意識の解消への取り組み

- ・異文化理解講座 5 回
参加者合計：232 人
- ・異文化理解出前講座 6 回
参加者合計：387 人
- ・親子で学ぶ国際理解講座 3 回
参加者合計：92 人



異文化理解講座（韓国）

日本語教育の推進による日常生活の不安解消の取り組み

- ・日本語講座初級 I・II・III、漢字読み書きクラス 参加：69 人
- ・昼間の日本語講座 参加：14 人
- ・日本語ボランティア講師養成講座 参加：80 人
(日本語ボランティア研修を含む)

国際理解教育の推進による差別意識の解消への取り組み

- ・生活相談窓口の設置
設置場所：高知県外国人生活相談センター
高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 1F
(令和元年 5 月 31 日開所)
TEL (088)821-6440
- ・外国語人権相談ダイヤル（法務省）
TEL 0570-0909911（平日 9:00～17:00）
対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語
ベトナム語（平成 31 年 4 月よりネパール語、スペイン語、
インドネシア語、タイ語も追加）
- ・外国人のための人権相談所
アイパル香川（香川国際交流会館）
香川県高松市番町 1-11-63 TEL (087) 837-5908
愛媛県国際交流センター
愛媛県松山市道後一万 1-1 TEL (089) 917-5678

人権啓発研修ハートフルセミナー

講演会：「あってはいけない違い、
なくてはならない個性
～次世代につなぐ人権
のバトン～」

講師：ジェフ・バーグラント 氏
(京都外国語大学教授)

開催日：平成 30 年 10 月 28 日 (日)

参加者：63 人



ジェフ・バーグラント氏講演会

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「日本人の『普通』って、なーに？」

京都外国語大学教授 ジェフ・バーグラント 氏

掲載日：平成 30 年 10 月 23 日 (火)

犯罪被害者等

1 現状

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけでなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる問題（二次被害）にも苦しめられます。

また、心身の回復や裁判等のために仕事を継続することが困難な場合もあります。

現在、県内では高知県警察本部に「被害者支援室」を設置するとともに、「犯罪被害者ホットライン」による相談対応も行っています。

また、ボランティアを核とした民間の支援団体である認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センターでも相談対応や講演・広報啓発活動などを行っています。

事件・事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪被害者とその家族、遺族がおかれている状況を理解し、少しでも平穏な生活を取り戻せるよう支援していくことが必要となっています。

2 課題

多くの犯罪被害者とその家族は、直接的な被害に加え、被害後に生じる2次被害からの回復のため、長期にわたる適切な支援が必要ですが、犯罪被害者等は社会の例外的な存在であって、自分たちとは関係ないという誤った認識や、犯罪被害者等は特別に公的に守られ、尊重され、加害者からの弁済に加えて十分な支援が受けられることで容易に被害から回復できているという誤解による無理解があります。

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で必要な時にいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられる切れ目のない支援体制づくりに向けた取組が必要です。

3 相談件数・対応件数

平成30年度のこうち被害者支援センターの相談及び支援件数は平成29年度と同程度の717件ありました。

相談及び支援件数（認定 NPO 法人こうち被害者支援センター）

単位：件

項目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
電話・面談相談件数	267	360	411	469	511
直接支援件数	123	133	264	251	206
合計	390	493	675	720	717

※ 直接支援：病院・裁判所等への付き添い、生活支援、自宅訪問等

4 人権侵害の事例と対応（平成 30 年度）

事例

- ・職場で被害に遭い、上司に相談したところ、いつの間にか職場全体に被害に遭ったことやその内容が広がり、仕事に行けなくなった。
- ・被害者が被害を行政に相談したところ、内部で情報が広がり、以後の相談ができなくなった。

対応

- ・こうち被害者支援センターや県警の「犯罪被害者ホットライン」等の相談窓口の紹介

5 人権尊重への主な取組

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施しました。

（1）犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進

広報媒体等での啓発実施

ラジオ広報：年 2 回

「安全安心まちづくりひろば」における啓発活動の支援
（平成 30 年 11 月 3 日（土） イオンモール高知）

関係機関が実施する啓発への支援

「犯罪被害者週間」における街頭啓発パレード（認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター主催）への参加
（平成 30 年 11 月 30 日（金） 帯屋町アーケード）

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

県警の被害者支援室等では、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」を中学校5校、高校7校で開催しました。参加した生徒からは、「事件を起こさないためにも日々の生活、態度に気を付け、思いやりのある人になりたいと思った」「自分の命も周りの人の命も大切にしていきたいと思った」などの感想が寄せられ、中高生の規範意識の向上や他者を思いやる気持ちの醸成につながりました。

自転車交通安全教室の開催

県警等では、スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室を中学校3校、高校10校で開催し、事故の衝突の恐ろしさを実感させ、交通ルールを守ることを呼びかけるとともに、被害者支援室職員が交通事故被害者遺族の手記を紹介し、子どもを亡くした親の思い、命の大切さなどについての理解を深め、被害者への配慮や協力していく意識の醸成を図りました。

犯罪被害の実態や現状に関する講義の実施

県警の被害者支援室職員が、高知大学医学部及び高知県立大学看護学部において「犯罪被害について知っておいてほしいこと～性被害の実態とその支援」と題して講義を行い、性犯罪被害を中心にその実態や現状を知ることにより、犯罪被害者等の思いや立場を理解し、「社会全体で被害者を支える」という意識を醸成するとともに、自らも犯罪に巻き込まれないための「心構え」を促しました。

(2) 犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

関係機関との情報共有・支援

- ・ 犯罪被害者支援関係機関連絡協議会
平成30年6月27日(水)、9月27日(木)、平成31年1月28日(月)
- ・ 高知県被害者支援連絡協力定例会
平成30年11月5日(月)
- ・ 性暴力被害者支援連絡会
平成30年7月26日(木)、11月20日(火)
- ・ ブロック別市町村担当者会
平成30年8月22日(水)、28日(火)、29日(水)、9月5日(水)
- ・ 東部地区(安芸市)及び西部地区(四万十市)における出張法律相談の会場提供(共催 年12回)

性暴力被害者支援補助事業

性暴力の被害に遭われた方の経済的負担軽減のため、性暴力被害者サポートこうちが行う被害に伴う産婦人科医療に係る費用の助成事業等への補助を行いました。

(3) 身近に起こりうる性暴力に対する正しい理解を深め、自分たちができる支援を考えるための講演会を実施

(こうち男女共同参画センター、こうち被害者支援センター主催)

テーマ：「13歳、「私」をなくした私～性暴力と生きることのリアル～」

講師：山本 潤 氏

(一般社団法人 Spring 代表理事/SANE (性暴力被害者支援看護師))

開催日：平成31年2月3日(日)

参加者：102人

講師派遣事業

- ・「犯罪被害者の人権」をテーマとした研修：14回
受講者数：187人

インターネットによる人権侵害

1 現状

インターネットを悪用した誹謗中傷^{ひぼう}や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が続いています。

また、全国的にソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service・SNS) における「なりすまし」や「ソーシャルメディアハラスメント」(SNSなどを通じて行われる嫌がらせ)、「リベンジポルノ」等も問題になっています。

2 課題

インターネットによる人権侵害の特徴としては、加害の容易性、匿名性、被害の急速な拡大、被害回復の困難さがあります。(特に被害の拡大する速さは他の人権侵害行為に見られない性質です。)

また、リベンジポルノのように、一旦インターネット上に画像や情報が載ってしまうと、完全に情報を削除することは不可能で、人権侵害の被害が長期に及ぶなど、影響は甚大です。

3 相談件数・対応件数

- (1) 高知地方法務局が平成30年に取り扱ったインターネット上の人権侵犯情報に係る人権相談件数は83件で、平成29年に比べると56件増加しています。また、人権侵犯事件数は15件と平成29年に比べると、2件増加しています。

インターネット上の人権侵害情報に係る人権相談 (1～12月：高知地方法務局)

単位：件

	26年	27年	28年	29年	30年
相談件数	39	24	48	27	83

※29年の相談については、公表後に件数の修正があった。

インターネットを利用した人権侵犯事件（1～12月：高知地方法務局）

単位：件

	26年	27年	28年	29年	30年
人権侵犯事件数	16	8	11	13	15

- (2) 国の「平成29年度児童生徒の不登校・問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、いじめの態様として、携帯電話等での誹謗中傷の書き込みは112件（小学校22件、中学校55件、高等学校34件、特別支援学校1件）で、各校種で増加傾向にあります。

県内の公立学校におけるいじめの認知件数のうち、携帯電話等での誹謗中傷

単位：件

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認知件数	42	40	69	54	112

※平成30年度の件数は、10月下旬頃に公表の予定

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・インターネット上でのプライバシーの侵害に関する書き込み
- ・インターネット上での名誉毀損

5 人権尊重への主な取組

インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、起こった場合の対応等についての周知を行いました。

(1) 教育

子どもたちをネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないために、学校での情報モラル教育の推進と、保護者等への啓発活動の両面で取組を実施しました。

ネット問題啓発資料づくり事業

ネット問題に関する専門知識を有する、少年サポートセンターと高知工科大学の学生、県教育委員会の共同により、啓発用教材や資料などを作成し、インターネットの適正な利用に向けたルールづくりの推進や児童生徒のネット

トマナーの向上を図りました。啓発用資料を2教材作成しました。

学校ネットパトロール（業者委託）

- ・学校非公式サイトやSNS等の定期検索
（中・高等学校：年7回、小・特別支援学校：年4回）
※緊急性の高い事案については、市町村教育委員会や学校に情報提供し、対応を依頼するとともに、24時間継続監視しています。

いじめ防止対策等総合推進事業

- ・市町村児童会・生徒会交流集会（32市町村で開催）
対象者：県内小中・義務教育学校・県立学校の児童生徒の代表者
※各学校でのいじめやネットの問題の取組をもとに児童会・生徒会で交流するとともに、よりよい取組等について協議し、各校に持ち帰りました。
- ・「高知家」児童会・生徒会サミット（平成30年度は悪天候のため中止）
対象者：県内小中・義務教育学校・県立学校の児童生徒の代表者

学校及びPTAへの人権教育研修への支援

118回

（2）啓発

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「ネットにあふれる差別」
高知県教育委員会事務局人権教育課
主任社会教育主事 西内 友人 氏
掲載日：平成30年12月26日（水）

講師派遣事業

「インターネットによる人権侵害」をテーマとした研修：5回
受講者数：74人

人権啓発テレビの制作・放送

テーマ：「インターネットと子ども」
放送日：平成31年1月19日（土）（再放送2月13日（水））

出前講座（こうち男女共同参画センター主催）

「メディアリテラシ」 5回開催

参加者：14人/40人/52人/90人/82人（計 278人）

「情報モラル教育について」 6回開催

参加者：55人/63人/65人/52人/38人/69人（計 342人）

「インターネットと人権」

参加者：105人

災害と人権

1 現状

本県では、近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、平成 20 年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」※を制定しています。

現在、防災・減災に関するさまざまな施策を推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例なども教訓として、要配慮者への配慮や男女のニーズの違い等、男女双方の視点の留意などに関する取組をしています。

具体的には、地域防災計画に要配慮者等への配慮の必要性を記載するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定・見直しの支援、災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインや避難所運営の手引きの改訂、避難所運営訓練の実施、心のケア体制の整備、福祉避難所の指定促進等の対策を推進しています。

このほかにも、社会福祉施設の防災対策や、災害時にボランティアを受け入れるための「災害ボランティアセンター」の体制づくりなどにも取り組んでおり、こうした施策が人権に配慮した人づくり・ものづくりになっています。

※ 平成 26 年 4 月条例一部改正により、現在は「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」と改められています。

2 課題

このようなハード・ソフトの両面への取組も含め、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進していくことが必要となっています。

また、防災分野における女性の参画や女性リーダーの育成が課題となっており、県における平成 28 年度からの新たな「こうち男女共同参画プラン」においても、防災分野における男女共同参画の推進は、重点的に取り組むべき項目として示されています。

3 相談件数・対応件数

平成 30 年度は、相談なし。

4 人権侵害の事例と対応

平成 30 年度は、把握した事例なし。

5 人権尊重への主な取組

災害時や災害後においても災害時要配慮者に対して人権に配慮した適切な対応が行えるよう、避難支援対策等の取組を推進しました。



災害時要配慮者の避難支援の手引き
(概要版) (平成 26 年 3 月)



福祉避難所運営訓練マニュアル
(平成 27 年 1 月)

要配慮者の避難支援対策

- ・「避難支援の手引き (平成 25 年度作成)」の活用周知
- ・「要配慮者避難支援対策事業費補助金」の制定 (平成 27 年度から)

在住外国人への防災・災害情報の提供

南海トラフ地震対策パンフレット (5 か国語) ・ 携帯カード (6 か国語) ・ 高知市津波ハザードマップ (3 か国語) の配布



上段左から英語、中国語 (簡体字)、韓国語
下段左 インドネシア語、ベトナム語

福祉避難所の整備促進

- ・福祉避難所指定数
 - 20 市町村 93 施設（平成 25 年 12 月末現在）
 - 34 市町村 214 施設（平成 31 年 3 月末現在）
- ・「福祉避難所指定促進等事業費補助金」の制定（平成 24 年度から）
- ・「福祉避難所運営訓練マニュアル」の作成（平成 26 年度）

災害応急救助研修会の実施

委託先：日本赤十字社高知県支部

参加者：地域住民、自主防災組織運営関係者、行政職員、赤十字奉仕団

開催日、場所、参加人数

【1回目】平成 31 年 1 月 12 日（土）

四万十市 74 人

【2回目】平成 31 年 1 月 14 日（月）

高知市 107 人

【3回目】平成 30 年 1 月 27 日（日）

安芸市 52 人

合計 233 人

災害ボランティア活動支援（実施主体：高知県社会福祉協議会）

- ・災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議：平成 30 年 10 月 11 日（木）
- ・各種研修会の開催
 - 運営基礎研修：平成 31 年 1 月 26 日（土）
 - 中核スタッフ研修：平成 30 年 10 月 24 日（水）
 - 広域連携模擬訓練：平成 30 年 12 月 8 日（土）
 - ボランティアコーディネーター研修：平成 30 年 5 月 15 日（火）、16 日（水）

避難所等における手話や要約筆記による情報保障ボランティア登録事業

- ・手話による情報保障ボランティア：103 人登録
- ・要約筆記による情報保障ボランティア：93 人登録

高知県災害時の心のケア活動研修会

開催日：平成 31 年 3 月 20 日（水）

対象者：心のケアに関わる市町村職員等の行政職員、医療機関職員、

消防職員、警察、保健福祉関係職員等

参加者：146 人

防災分野における男女共同参画の推進

(実施主体 こうち男女共同参画センター「ソーレ」)

- ①立場によって異なる多様な被害の実態についての理解
- ②女性のみならず障がい者や高齢者、また子どもたちといった災害時要配慮者を地域で守る視点からの女性の視点の重要性の認識
- ③地域における防災活動において、住民の半分を占める女性の参画の必要性の認識

※以上3点の啓発を目的として様々な取組を行いました。

ソーレ出前講座

テーマ：「防災についての知識を高める」（災害への備え、とくに食糧準備に関する啓発）

参加者：14人

実施日：平成30年12月5日（水）

防災啓発事業

テーマ：「ママとパパのための防災のおはなし
～災害が起きたとき、小さな命を守るために～」

参加者：35家族

テーマ：「親子で学ぼう！災害が起きたときに役立つ、備えと行動」

参加者：110家族

避難支援対策等の取組

災害時や災害後の要配慮者に対して人権に配慮した適切な対応を行うための避難支援対策の取組を推進しました。

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「災害対応 多様性を大切に」

(一財)ダイバーシティ研究所 代表理事 田村 太郎 氏

掲載日：平成30年8月28日（火）

講師派遣事業

「災害と人権」をテーマとした研修：11回

受講者数：427人

その他の人権課題

I 刑を終えて出所した人

1 現状

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難性等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は厳しい状況にあります。

2 課題

刑を終えて出所した人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要ですが、就職や住居の確保の際の偏見や差別意識の改善は極めて厳しい状況です。

3 相談件数・対応件数

平成 30 年度の地域生活定着支援センターでの依頼・相談件数は 44 件で、平成 29 年度より 16 件減少しています。

保護観察所等からの依頼・相談件数（地域生活定着支援センター）

単位：件

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
コ ー デ ィ ネ ー ト	※特別調整	10	9	14	22	16
	※※一般調整	1	0	0	0	0
フォローアップ		5	2	5	11	14
相談支援		40	42	37	27	14
計		56	53	56	60	44

※特別調整とは退所後の適当な帰住予定地が確保されていない者を対象に帰住予定地の確保も含めた生活環境の調整を行うこと

※※一般調整とは退所後の帰住予定地が確保されている者を対象に生活環境の調整を行うこと

4 人権侵害の事例と対応

平成 30 年度は、把握した事例なし。

5 人権尊重への主な取組

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者が退所後直ちに必要な福祉サービス等を受けることができるよう、その準備を矯正施設入所中から保護観察所と協働して進めるため設置している「高知県地域生活定着支援センター」（委託先：（社福）高知県社会福祉協議会）を通じて、矯正施設退所者の社会復帰を支援しました。

<支援の内容>

- 1 福祉サービスのニーズ確認
- 2 受入先施設等のあっせん
- 3 福祉サービス等に係る申請支援
- 4 受入施設等への助言
- 5 その他本人・関係者への相談対応・助言・支援

高知県再犯防止推進計画の策定（計画期間：令和元年度から令和5年度まで）

地域生活定着支援研修会

テーマ：「地域で見守る更生支援～誰もが安心して地域で暮らすために～」

開催日：平成31年1月29日（火）

参加者：122人

Ⅱ ハラスメント問題など

1 現状

職場におけるハラスメントについては、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することへの妨げになるものです。

2 課題

各種ハラスメントの発生の原因や背景として、ハラスメント行為者に自身の言動や行為の内容について認識がないことや役割分担意識が依然として残っていること、妊娠や出産への理解がないことが挙げられます。今後、個々の認識及び役割分担意識を変えていくことが必要です。

3 相談件数・対応件数

高知労働局雇用環境・均等室への相談件数

単位：件

	25年度	26年度	27年度
職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等について	126 (90)	88 (60)	84 (60)
育児・介護休業等について	505 (100)	437 (133)	330 (73)

※（ ）内は、全相談件数のうち労働者からの相談件数
相談件数には、制度に対する問い合わせも含まれる

	28年度	29年度	30年度
いじめ、嫌がらせ	353	412	368
セクシュアルハラスメント	25	23	34
マタニティハラスメント	31	24	27

※平成28年度から相談件数の計上方法について変更があった

高知県労働委員会への相談件数

単位：件数

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
セクハラ	7	3	7	6	5
パワハラ・嫌がらせ	119	85	95	84	123

※上記相談件数は、労働委員会に寄せられた職場の人間関係に関する相談件数

4 人権侵害の事例と対応

平成30年度は把握した事例なし。

5 人権尊重への主な取組

「ワークライフバランス推進事業」

仕事と家庭の両立の支援や女性の活躍・健康経営の推進など、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに取り組む企業を県が幅広く認証し、支援する事業。

認証企業数：219社（平成31年3月末）。

人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座

講演会「ハラスメント最新情報

ーあなたの理解で大丈夫ですかー？」

講師：金子 雅臣 氏

（（一社）職場のハラスメント研究所代表理事、労働ジャーナリスト）

開催日：平成30年11月7日（水）

参加者：101人

講師派遣事業

「ハラスメント」をテーマとした研修 派遣回数：34回

受講者数：1394名

Ⅲ 性的指向・性同一性障害

1 現状

同性愛者や両性愛者などの少数派の性的指向の人や、心の性と体の性が一致しない性同一性障害の人などの数は、企業等の調査によると、人口の約8%と算出されています。

性的少数者の人が直面する問題に対して、地方自治体が同性パートナーの証明書を発行したり、企業や学校でも人権に配慮した取組を行うようになってきました。

2 課題

少数派の性的指向の人や性同一性障害の人などが周りの無理解や誤った認識により偏見の目で見られたり、不当な扱いをうけることがなくなるよう啓発等の取組を行っていく必要があります。

3 人権尊重への主な取組

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「1つの個性として生きる」

暁 project 代表 大久保 暁 氏

掲載日：平成30年9月29日（土）

人権啓発研修ハートフルセミナー

映画上映「私はワタシ～over the rainbow～」

ゲストトーク：暁 project 代表 大久保 暁 氏

開催日：平成31年2月24日（日）

参加者：142人

講師派遣事業

「性的少数者」をテーマとした研修：30回

受講者数：796人

参考：人権に関する相談窓口など

人権全般・同和問題・インターネットによる人権侵害

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
<ul style="list-style-type: none"> ・人権全般に関すること ・同和問題に関すること ・インターネットによる人権侵害に関すること 	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権 110 番」	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (年末年始(12月29日～1月3日)、祝日を除く)
	高知県文化スポーツ部人権課	088-823-9804	
	高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	

女性

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
女性が抱える様々な問題や配偶者などからの暴力に関すること	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	088-833-0783	電話相談 平日 9:00～22:00 (17:15～18:00 は除く) 土日祝 9:00～20:00 (12:00～12:50、17:30～17:40 は除く) ※年末年始を除く 来所相談 平日(要予約) 9:00～17:15 (受付は 16:30 まで) 法律相談 毎月第2水曜日(要予約) 14:00～16:00

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
女性の様々な悩みや日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター「ソール」	088-873-9555	毎日 9:00～12:00、13:00～17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)
男性の悩みや不安、ストレスなどについて	こうち男女共同参画センター「ソール」	088-873-9100	毎月第1・3火曜、第4水曜(要予約) 18:00～20:00
職場におけるセクシュアルハラスメント、育児・介護休業等に関すること	高知労働局雇用環境・均等室	088-885-6041	月～金 8:30～17:15(年末年始、祝日を除く)
性犯罪被害、DV被害、ストーカー被害、被害者支援などに関する相談	高知県警察本部警務部県民支援相談課 女性被害相談電話「レディースダイヤル110番」	088-873-0110	24時間受付
女性の人権侵害に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810 (ナビダイヤル)	平日 8:30～17:15(時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)

子ども

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
いじめや不登校、学校生活全般、問題行動等について	高知県心の教育センター	088-866-0901	電話相談 月～金 9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く） 来所相談（要予約） 月～金、第2土曜日（8月を除く）9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く） Eメール相談 Kodomo24@kochinet.ed.jp 返信 月～金 9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く）
		0120-0-78310	24時間子ども SOS ダイヤル（無料）
親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談	高知弁護士会「子どもの権利110番」	088-872-0324 （代表）	月～金 9:00～17:00（受付時間） （年末年始、祝日を除く、12:00～13:00を除く）
子どもの養育、虐待、不登校や非行、障害などに関すること	高知県中央児童相談所	088-821-6700	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く） 虐待通告については24時間対応
	高知県幡多児童相談所	0880-37-3159	
子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待などに関する相談	子どもと家庭の110番	088-872-0099	9:00～18:00（年末年始を除く）

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談	子どもの人権 110 番	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	月～金 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)
非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談	少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	088-825-0110 088-822-0809	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

高齢者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
高齢者福祉全般についての相談	高齢者総合相談 (高知県高齢者・障害者権利擁護センター)	088-875-0110	一般相談 月～金 9:00～16:00 (年末年始、祝日を除く) 法律相談 (予約制) 毎月第1・3木曜日 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く)
認知症についての相談	認知症コールセンター (公社) 認知症の人と家族の会 高知県支部	088-821-2818	月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)
地域の高齢者や家族から介護、保健、医療、福祉等に関する様々な相談	市町村の地域包括支援センター	(各市町村にお問い合わせください。)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)

障害者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
認知症の人や知的・精神障害のある人など自己決定能力支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について	(社福) 高知県社会福祉協議会	088-844-9019	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
障害のある人やその家族が抱える権利擁護などの問題に関すること	高知県高齢者・障害者権利擁護センター	088-850-7770	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関すること	高知県精神保健福祉センター 「心のテレ相談」	088-823-0600	月～金 13:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)
	高知県地域福祉部障害保健支援課	088-823-9669	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	県内各福祉保健所		月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	安芸福祉保健所 (健康障害課)	0887-34-3177	
	中央東福祉保健所 (健康障害課)	0887-53-3173	
	中央西福祉保健所 (健康障害課)	0889-22-1249	
須崎福祉保健所 (健康障害課)	0889-42-1875		
幡多福祉保健所 (健康障害課)	0880-34-5124		
高知市保健所健康増進課	088-803-8005		
高知市福祉事務所障がい福祉課	088-823-9378		

H I V感染者等

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
エイズ患者・H I V感染者・その他感染症に関すること	高知県健康政策部 健康対策課（感染症担当）	088-823-9677	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	県内各福祉保健所		
	安芸福祉保健所（健康障害課）	0887-34-3177	
	中央東福祉保健所（健康障害課）	0887-52-4594	
	中央西福祉保健所（健康障害課）	0889-22-1247	
	須崎福祉保健所（健康障害課）	0889-42-1875	
	幡多福祉保健所（健康障害課）	0880-34-5120	
	高知市保健所地域保健課	088-822-0577	
エイズに関すること	エイズ予防財団	0120-177-812 携帯電話からは 03-5259-1815	月～金 10:00～13:00 14:00～17:00（年末年始、祝日を除く）
	H I Vと人権・情報センター東京支部	03-3292-9090	月～金 9:00～21:00、土日祝日 14:00～17:00
	H I Vと人権・情報センター中部支部	052-831-2228	水曜日 19:00～21:00
	H I Vと人権・情報センター関西支部	06-4708-3137	金曜日 18:00～20:00
	高知県エイズ治療拠点病院		月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
高知大学医学部附属病院	088-866-5811		
国立病院機構高知病院	088-844-3111		
高知医療センター	088-837-3000		
県立あき病院	0887-34-3111		
	県立幡多けんみん病院	0880-66-2222	
ハンセン病に関する こと	高知県健康政策部 健康対策課（難病担当）	088-823-9678	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）

外国人

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
外国人の人権・生活相談	(公財)高知県国際交流協会	088-875-0022	月～金 8:30～17:00 (祝日、休日、年末年始は除く) 予約制
外国語による人権相談	法務省人権擁護局 「外国語人権相談ダイヤル」	0570-090-911 (ナビダイヤル)	平日 9:00～17:00 (対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)
外国人と外国人を雇用する事業所からの相談	高知県外国人生活相談センター	088-821-6440	月～土 9:00～17:00 (祝日と年末年始は除く)、 (対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語等)

犯罪被害者等

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
犯罪被害に関すること	認定NPO法人こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝日除く)
	性暴力被害者サポートセンターこうち 専用相談電話 CORAL CALL	080-9833-3500	月～土 10:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)
	高知地方検察庁「被害者ホットライン」	088-872-9190	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室「犯罪被害者ホットライン」	088-871-3110	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	日本司法支援センター法テラス 「犯罪被害者支援ダイヤル」	0570-079714 (ナビダイヤル)	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (日曜祝日・年末年始除く)
犯罪被害に関すること	市町村の犯罪被害者等に対する総合的対応窓口	(各市町村にお問い合わせください。)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日除く)

災害と人権

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
災害時の人権への配慮に関する研修などについて	高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	

性的指向・性自認

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
性的指向や性自認を理由とする様々な悩みや、日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関する事	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9555	毎日 9:00～12:00、13:00～17:00 （第2水曜日・祝日・年末年始を除く）
性的指向や性自認を理由とする職場におけるハラスメント等に関する事	高知労働局雇用環境・均等室	088-885-6041	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）